

食安輸発第1222001号
平成18年12月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年12月18日付け食安輸発第1218001号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産きくらげ加工品から基準値を超えるピフェントリンが検出した事例が複数みられたことから、当該食品に対する検査命令の検査項目及び検査を受けることを命ずる具体的理由にピフェントリンを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。